

検定成績優秀牛群並びに優秀牛表彰要領

制定 平 5. 3. 16

改正 平15. 12. 1 平20. 4. 1

(目 的)

第1 本会は、登録規程に定める検定成績証明を普及推進し、ホルスタイン種の改良と酪農経営の安定向上に資するため、この要領により都府県の検定成績優秀牛群並びに優秀牛を表彰する。

(表 彰)

第2 表彰は当該年度の実績に基づき、当該年度終了後6月に行うものとする。

(条 件)

第3 表彰の対象となるものは、検定成績証明を受けたもののうち、次のいずれかの条件を満たしたものとする。ただし、官公庁営の牧場施設等の飼養する牛群は、この対象としない。

(1) 検定成績優秀牛群

次の条件をすべて備えたもの。

(ア) 検定成績証明を受けた頭数が10頭以上あるもの

(イ) 検定を終了した頭数を分母とした証明率が60%以上あるもの

(2) 検定成績優秀牛

次のいずれかの条件を満たしたもの。

(ア) 乳量、乳脂量でそれぞれ第1位となったもの(年型別、2回搾乳、10月・1年検定)

(イ) 乳量、乳脂量で日本記録および都府県記録を更新したもの(年型別、2回搾乳、10月・1年検定)

(ウ) 生涯検定で日本記録および都府県記録を更新したもの(乳量、乳脂量)

(表彰点数)

第4 第3項(1)による表彰点数は10牛群以内とし、検定成績証明した牛群の平均乳脂量偏差値の上位から選出する。

第5 表彰牛並びに牛群は公表し、表彰牛群には表彰状を贈る。

なお、第3項(2)で日本記録又は都府県記録を更新した牛の飼養者並びに第4項の表彰牛群のうち最も優秀な牛群の飼養者に記念品を贈るものとする。

(実施時期)

第6 この要領は平成20年度から当分の間実施する。